

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第69号

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「又は」を「,」に改め,「含む。）」の右に「又は移転」を加える。

附 則

この規則は,平成30年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部景観政策課)